

三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町
ごみ処理広域化検討協議会規約

(設置)

第1条 三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）は、静岡県が令和4年3月に策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を踏まえ、3市2町におけるごみの広域処理の検討を推進するため、共同して協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条の協議会の名称は、三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定に関する検討
- (2) 広域一般廃棄物処理施設整備基本構想策定に向けた調査及び調整
- (3) 循環型社会形成推進地域計画作成に向けた調整
- (4) 前各号に掲げるもののほか、ごみの広域処理の推進に関し3市2町の長が必要と認めること

(構成員)

第4条 協議会は、三島市副市長、裾野市副市長、熱海市副市長、長泉町副町長及び函南町副町長の5名をもって構成する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、会長は、構成員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会の会議を招集し、その会議の議事を整理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する構成員がその職務を代理する。

(幹事会)

第6条 協議会の協議事項に関する調査研究及び3市2町の連絡調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、3市2町の担当課長をもって構成する。
- 3 幹事会の代表及び会議の議事の整理は、会長の所属する市町の担当課長が務める。

(事務局)

第7条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、会長の所属する市町の担当課に置く。
- 3 事務局は、会長の指示により、協議会の事務を処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、3市2町が協議して決定する。

附 則

この規約は、令和7年3月21日から施行する。